

# 大分県報

令和六年  
第五五六号  
十一月一日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 指定予定保安林……………一
- 道路区域の変更……………一
- 大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………二
- 大分都市計画大分港臨港地区の分区の指定に関する告示の一部改正……………二
- 大分都市計画臨港地区の変更……………二
- 公安委員会告示……………二
- 銃砲刀剣類所持等取締法による医師の指定……………二
- 公 告……………三
- 土地改良区の役員の就任……………三
- 土地改良区連合の役員の就任……………三
- 県営土地改良事業の工事の完了……………三

### ○告示

**大分県告示第四百九十五号**  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和六年十一月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所  
白杵市野津町大字西畑字中津留八六一五番から八六一八番まで、八六一九番から八六二二番まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字前田八七九五番、八七九七番二、八七九八番、八七九三番（次の図に示す部分に限る。）

令和六年十一月一日

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定実施要件

#### （一）立木の伐採の方法

1 次森林については、主伐は択伐による。  
字中津留八六一九番・八六二番（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）字前田八七九三番、八七九五番（次の図に示す部分に限る。）

#### 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

#### 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに白杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 大分県告示第四百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道小挾間大分線	由布市挾間町赤野字台一四八三番四から由布市挾間町赤野字台一四七九番二まで	前	メートル 一五・〇 ）二二・〇	メートル 五〇・〇
		後	一五・〇	五〇・〇

大分県報（告示）

(ハ) 大在西部地区

大分市大字青崎一の一から一の一の四までの区域

大分県告示第四百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり大分都市計画臨港地区を変更した。  
令和六年十一月一日

一 都市計画の種類  
大分都市計画臨港地区  
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

二 都市計画の変更に係る事項

名称	位置	面積	概要
大分港臨港地区	大分市大字生石字宝崎、字湊町通、字松原町及び字海岸通、大字駄原字豊久北浦、大字勢家字春日浦、字芦崎及び字京泊、新川二丁目、王子港町、大字大在並びに大字青崎の各一部	約一、四五五・九ヘクタール	一部区域の変更

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第110号

銃剣刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定により、同条の診断を行う医師を次のとおり指定した。  
令和6年11月1日

大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江  
1 指定した医師の氏名並びに勤務する病院の名称及び所在地並びに診断の対象者

大分県告示第四百九十七号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて一般の供覧に供する。  
令和六年十一月一日

一 大分港の(二)概要の大在地区の表中

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一〇六	野積場	一五、〇三二平方メートル		
一〇七	コンテナクレ ーン一号機	一基	つり上げ荷重 約五一トン 定格荷重 コンテナ三〇・五ト ン	

改める。

大分県告示第四百九十八号

大分都市計画大分港臨港地区の分区の指定に関する告示（昭和五十二年大分県告示第二四十四号）の一部を次のように改正する。  
令和六年十一月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一の項に次のように加える。

(ハ) 大在西部地区

大分市大字青崎一の一の、一二及び一三の区域

二の項に次のように加える。

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
熊本 庄二郎	くまもとココロクリニック	杵築市北浜665番地432	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号の政令で定める病气（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第11条第3号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者であるかどうかを調査する必要がある者と認める者
山田 滋	医療法人愛敬会 城東病院	大分市牧2丁目16番16号	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条第3号に規定する病气にかかっている者であるかどうかを調査する必要がある者と認める者
上田 徹	医療法人かみだ脳神経クリニック	大分市大字徳野1028番地1	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条第3号に規定する病气にかかっている者であるかどうかを調査する必要がある者と認める者
後藤 一也	独立行政法人国立病院機構 西別府病院	別府市大字鶴見4548番地	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条第3号に規定する病气にかかっている者であるかどうかを調査する必要がある者と認める者
千嶋 達夫	医療法人積善会 千嶋病院	豊後高田市呉崎738番地1	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条第3号に規定する病气にかかっている者であるかどうかを調査する必要がある者と認める者
測野 勝弘	医療法人測野会 測野病院	大分市坂ノ市中央5丁目1番21号	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条第3号に規定する病气にかかっている者であるかどうかを調査する必要がある者と認める者

2 指定期月日  
令和6年10月15日

## ○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、荻柏原土地改良区（竹田市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年十一月一日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

(就任役員)	
役 名	氏 名
理 事	佐藤 とも江
	住 所
	竹田市荻町政所一一九番地

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により、駅前川土地改良区連合（宇佐市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年十一月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎  
(就任役員)

役 名	氏 名	住 所
理 事	菅原 維 範	宇佐市安心院町尾立五五番地の1
	大塚 雅 也	安心院町上市二七〇番地

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和六年十一月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

事 業 名	着 手 年 月 日	完 了 年 月 日
県営集落基盤整備事業 (農業用排水施設整備) (挾間(丸太・朴木羽埴坪)地区)	平二五・一二・一七	平三〇・一・二四
県営集落基盤整備事業 (農業用排水施設整備) (挾間(時松明神・時松桐木下)地区)	平二六・九・二五	平三〇・三・一二
県営集落基盤整備事業 (農業用排水施設整備) (挾間(采鉢西部)地区)	令元・一〇・七	令三・三・一二
県営集落基盤整備事業		

令和六年十一月一日

大分県報(公安委告示・公告)

令和六年十一月一日

大分県報（公告）

四

	(農業用排水施設整備) (挾間(谷中恵・酒野線)地区)	平二八・一二・二二	令三・三・二九
	県営集落基盤整備事業 (農業用排水施設整備) (挾間(三船)地区)	平三〇・二・六	令三・四・二八
	県営農村地域防災減災事業 (防災ダム) (放生溜池地区)	平二九・一〇・五	令四・六・三〇
	県営農村地域防災減災事業 (ため池整備) (山清水溜池地区)	令元・九・五	令五・五・三一
	県営集落基盤整備事業 (農業用排水施設整備) (挾間(小平井路・田代下笠上)地区)	平二八・一二・二二	令六・六・二八